

むつ市公園施設長寿命化計画

2025年3月

青森県 むつ市 都市整備部 都市計画課

1. 都市公園整備状況

(2025年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
18	51.24 ha	12.24 m ²

2. 計画期間（西暦）〔2025年度～2034年度（10箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
12	1	1	1	2		1						18

②選定理由

計画対象公園は、都市公園法第2条に基づく都市公園のうち、公園施設の計画的な改築や修繕、適切な管理を推進する必要がある18公園を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
46	11	34	43	21	2	45

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
88	0	0	290

②これまでの維持管理状況

昭和40～50年代に開設された都市公園が多く、日常の清掃・点検・修繕による維持管理が行われているが、公園施設の老朽化に伴い、更新や補修が必要な施設が増加傾向にある。

各公園の遊戯施設については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する規準」に基づき年1回の定期点検を実施している。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

既存の公園施設長寿命化計画の計画期間（2015年度～2024年度）の終了に伴い、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化及び対策費用の平準化を図るため、都市計画課及び市民スポーツ課が所管する全ての都市公園について、植栽及び近年整備された施設を除く公園施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

計画対象公園施設の点検調査は2024年9月から12月の期間に実施し、公園施設の設置状況や利用状況、劣化や破損の状況を目視調査により確認した。

なお、遊戯施設については、2024年の点検結果を採用した。

点検調査を行った18公園290施設のうち、A判定は58施設、B判定は163施設、C判定は63施設、D判定は6施設となり、利用上の安全面に大きな支障を及ぼす劣化は少なかったが、経年劣化した施設は多く見受けられた。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (207)	45	126	34	2	
c. 土木構造物 (13)	0	9	4	0	
d. 建築物 (27)	10	6	9	2	
b. 遊具等 (43)	3	22	16	2	

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

5. で示した「健全度判定」のほか、公園施設の種類や利用頻度等を勘案し、緊急度を判定した。

健全度判定が「C又はD」かつ緊急度判定が「高」の施設は、優先して早急に対策を実施することとする。

健全度判定が「C」かつ緊急度判定が「中」の施設は、財源を確保したうえで、早急に対策を実施する検討を行う。

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (207)	18	18	171
c. 土木構造物 (13)	0	4	9
d. 建築物 (27)	4	7	16
b. 遊具等 (43)	13	5	25

備考) 個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、施設所管課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止するなどにより事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止や修繕等の措置を行う。

b. 遊具等

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握した場合、利用禁止や修繕等の措置を行う。

備考) 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・事後保全型・予防保全型の類型は、公園施設長寿命化計画策定指針及びライフサイクルコストの算定結果を踏まえて分類する。
- ・可能な限り、健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

b. 遊具等、e. その他設備等

日常点検及び毎年実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

d. 建築物等

100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し、健全度調査として活用する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の修繕や更新の検討を行う。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,654,821 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,283,292 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	371,529 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	165,482 千円

備考）計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は1,423,340千円である。
なお、縮減額が大きい「おおみなと臨海公園」を除いた場合の10年間でのライフサイクルコスト縮減額は229,510千円である。

備考）ライフサイクルコストの縮減額などを記述

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2030 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

本計画の策定から5年が経過する2030年度に必要な応じて見直しを行う。
また、本計画の内容と著しく乖離が生じた場合には、見直しを行う。